

第 33 期目録委員会記録 No.11

第 11 回委員会

日時：2012 年 3 月 17 日(土)14～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、佐藤、高橋、鴫田、平田、古川、本多、渡邊
<事務局>磯部

[配布資料]

1. NCR 構成案と作業体制（4 ページ A4 原井委員長）
2. 「用語集」にかかわる進捗状況の報告（1 ページ A4 鴫田委員）
3. 注記について（タイトル、責任表示）（7 ページ A4 平田委員）
4. ユニット H 個人に対する AAP（案）（7 ページ A4 古川委員）
5. 第 IV 部（関連）構成案(2012.3)（4 ページ A4 渡邊委員）
6. 第 33 期目録委員会記録 No.9（5 ページ A4 事務局）
7. 第 33 期目録委員会記録 No.10（案）（4 ページ A4 事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

第 10 回記録（資料 7）について確認し、誤字の修正を行った。

2. 『目録の作成と提供に関する調査報告書』について

冊子は施設会員に配布されたことを確認した。在庫は 200～300 部である。

図書館協会のホームページでは、JLA 出版物の項目に掲載されているが、目録委員会のページにも載せることになった。半年から 1 年でオープンアクセスではよいのではないかという提案があった。

[検討事項]

1. NCR 構成案の作業体制について

原井委員長から、資料 1 に基づき、構成案と体制の提案があった。

構成案については、構成について、ユニットという見出しをたて、今のところ通し番号はつけない。タイトルと責任表示は当面はわかる。注記の中から他のエレメントに移すものを検討する。作業進行に伴い、体现形、個別資料、表現形、著作に関するエレメントの仕分けを行う。という方針で進める。

特に「第 II 部 資料に関する記録」の作業の進め方については、各章の一本化の作業と

エレメントを仕分ける作業を往復しつつ作業を進めることにする。後者において、エレメントによっては著作・表現形・体現形・個別資料のうちの必ずしも1つの層にあてはまるとは限らない点に留意すべきである。問題点を洗い出しつつ進める。FRBR は一つのエレメントが2つにまたがることはないので、FRBR のマッピングから考えることもできるといふ提案もあった。

分担について、人手が足りないので、国立国会図書館の新委員選出は引き続き依頼を続ける。委員会に出席せずとも、作業依頼だけが可能かも検討したが、基本的な考え方を委員会の場で共有すべきであり、委員のみで作業することになった。音楽資料や特殊資料は専門家の力を借りることもありうる。

2.用語集について

資料2に基づき、用語の曖昧なものについての管理表の案が鴫田委員から示された。表記統一について、リストされたものを、Google ドキュメントにあげる方針である。今後、RDA, ICP との対応表などを作成する。

「タイトル先行語句」について、古川委員から前回の補足があった。「資料記述対象」「書誌レコード」等についても問題の指摘があった。

全体として、用語集と表記統一は別のものと考えべきだが、現時点では、とりあえずのリストアップを行うことになった。

3.注記について

資料3に基づき、平田委員から方針確認があり、注記の中からエレメント化すべき箇所を決定するために要素をあげ、具体的に検討した。

タイトルに関する注記については、次の6点を検討した。

本タイトルの情報源はエレメント化する。コード化するのかりストアップするのは要検討事項である。

異なるタイトルの記録とその情報源もエレメント化する。どのように対応関係を示すかは課題である。

タイトルの言語は、エレメント化する。MARC21 ではタイトル言語コードがないことに注意を要する。

長いタイトル関連情報などは、長さにかかわらず、タイトル自体であるものはエレメント化する。

総合タイトルがない場合は、a 列記する、b タイトルごとに記入を作る、c カタログが総合タイトルを作る（各タイトルは注記）という3つの方式がある。NCR は a を本則に、逐次刊行物のみ b の方針で、AACR2 は a を本則にしながらもかなりの資料を b にする方針だった。RDA は a を止め、b を本則にし、c を別法としている。NCR 新版はどうするか。

タイトルとしてエレメント化するものは、タイトルの担当者が考える。

責任表示に関する注記については、次の5点の検討を行った。

異なる責任表示の記録とその情報源は、いったん保留として、注記の担当と責任表示の担当で考える。

所定の情報源以外の責任表示について、その図書以外から採録したものは、注記でしか表せないものとする。なお、補記は極力やめたいが、資料種別によっては補記も必要となる。責任表示の担当が検討継続する。

責任表示に記録しなかった責任表示は、責任表示の箇所でエレメント化する

付録や補遺資料の責任表示は、付録・補遺の扱いをどうするかから先に考えることとし、いったん保留にする。

個別資料のサインについて、博物資料のサインは図書の個別資料のサインとは異なる。保留にする。

4.個人に対する AAP について

古川委員から、資料3に基づき、個人に対する AAP について説明があり、以下の点の検討を行った。

2以上の名前について、「専ら特定の名称で知られている個人」とそうでない個人に分けて規定する。

筆名に数字や記号が含まれるような場合についても、人名として採用する。名、姓の順に構成されている日本人名は、筆名と判断されれば、全体を1語として表記する。

西洋貴族の扱いが突出しているが、引き続き検討する。

中国人名に関する 23.2.1.4 以下は冗長なので削除する、等の提案があったが、検討においては、NII や NDL の規則について、アルファベット翻字形の適用規則を確認した。

朝鮮人名については、漢字表記が不明になる場合や、ハングルから仮名への表記の変換の標準がない点が指摘された。日本語読みは困難である。

なお、研究者の間では翻字のほうが分かりにくいという意見はあるが、東大図書館ではどちらでも検索できるので特に強い要望はない。

そのほか、日本人でローマ字形しか判明しない場合など、想定される例外が問題提起された。記号や数字のみの人名の場合も想定して「等」をいれることで処理する。

また、複数の個人による共同筆名について、引き続き検討することになった。

5.関連について

渡邊委員から、資料4について説明があった。

2012年1月の委員会で、RDA方式をとらず、関連に関わるエレメントは第II部もしくは「第III部 典拠形アクセス・ポイント」のどこかに位置付けたことを確認した。関連は新しい概念なので、先に第IV部の構成を考えて、そのあとで第II部第III部への位置づけを想定している。

必要な規定は、機能の説明 種類をあげる どのような場合に設定するのかを考えている。関連の表現の仕方は RDA に準じる。関連本体、関連指示子（一覧を掲載）、注記をセットにする。

関連の機能については、集中機能、実体へのナビゲーション、資料の識別・選択、実体の識別を考えているが、第 III 部と重なる部分がある。

この説明に次の意見があった。ユニット E で資料間の関連がでているが、書誌階層（全体と部分）は第 II 部で特別に書く。ユニットの順番について、ユニット B の次にユニット E とし、ユニット C と F、およびユニット D と G をセットになるように配置する。

次回以降の予定

4月21日(土)、5月19日(土)